

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第52号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>（有効期間等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 有資格者は、入札参加資格を欠くに至った場合（<u>鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（以下この条、第34条、第34条の2、第34条の5及び第41条第2項において「資格停止要綱」という。）</u>）に定めるところにより建設工事等の契約の相手方として不適格であると認められた場合であって、施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないときに限る。）は、当該不適格とされた内容に応じて資格停止要綱で定める期間については、第1項に規定する入札参加資格の有効期間内であっても、入札に参加することができない。</p>	<p>（有効期間等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 有資格者は、入札参加資格を欠くに至った場合（<u>鳥取県建設工事等入札参加者資格停止要綱に定めるところにより建設工事等の契約の相手方として不適格であると認められた場合であって、施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないときに限る。</u>）は、当該不適格とされた内容に応じて鳥取県建設工事等入札参加者資格停止要綱で定める期間については、第1項に規定する入札参加資格の有効期間内であっても、入札に参加することができない。</p>
<p>（調達公告）</p> <p>第19条 知事は、建設工事等を一般競争入札、制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項（限定公募型指名競争入札の場合は、第4号及び第8号を除く。）を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第24条第2項及び様式第3号の2に</p>	<p>（調達公告）</p> <p>第19条 知事は、建設工事等を一般競争入札、制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項（限定公募型指名競争入札の場合は、第4号及び第8号を除く。）を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第24条第2項において「郵便等」と</p>

において「郵便等」という。)による入札の可否
(6)～(9) 略
2及び3 略

(入札参加制限)

第34条 知事は、有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、資格停止要綱に定めるところにより、情状等に応じて24月以下の期間を定め、当該有資格者を入札に参加させないものとする。

(異議申出の機会の付与)

第34条の2 知事は、前条の規定による入札に参加させない措置(以下この章並びに様式第3号及び様式第3号の2において「入札参加制限」という。)を行う場合において、あらかじめ鳥取県建設工事等入札・契約審議会(第34条の5、第39条第3項並びに第41条第2項及び第6項において「審議会」という。)の意見を聴くべき案件として資格停止要綱で定めるもの(第39条第3項において「事前審査案件」という。)に該当するときは、当該入札参加制限を行おうとする有資格者に対し、入札参加制限を行う前に異議申出の機会を付与するものとする。

(異議申出の機会の付与の通知等)

第34条の3 知事は、前条の規定により異議申出の機会を付与するときは、その対象となる有資格者に対し、入札参加制限予定通知書(様式第3号の2)により入札参加制限を行おうとする理由、期間その他必要な事項を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、原則として当該入札参加制限に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

(異議申出書の提出)

第34条の4 前条第1項の規定による通知を受けた有資格者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して8日以内に、知事に対し、異議申出書を提出することができる。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

(異議申出書の取扱い)

第34条の5 知事は、有資格者から前条の異議申出書

いう。)による入札の可否
(6)～(9) 略
2及び3 略

(入札参加制限)

第34条 知事は、有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に定めるところにより、情状等に応じて24月以下の期間を定め、当該有資格者を入札に参加させないものとする。

が提出された場合は、入札参加制限を行うに当たり、資格停止要綱に定めるところにより、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

(入札参加制限の期間中の取扱い)

第35条 知事は、入札参加制限の期間中は、当該入札参加制限を受けた有資格者(以下この条において「入札参加制限者」という。)を建設工事等の入札に参加させ、又は当該入札参加制限者と契約を締結してはならない。ただし、特殊な技術又は急施を要する建設工事等その他知事がやむを得ないと認める建設工事等の入札又は契約については、この限りでない。

2及び3 略

(下請負者の入札参加制限)

第36条 知事は、建設工事等の契約を締結した者(以下この条において「元請負者」という。)の入札参加制限を行う場合において、当該入札参加制限に係る事案について責任を負うべき下請負者(有資格者に限る。次項において同じ。)があるときは、当該元請負者の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該下請負者の入札参加制限を行うことができる。

2 第34条の2から第34条の5までの規定は、前項の規定により下請負者に対し入札参加制限を行う場合について準用する。

(共同企業体の入札参加制限)

第37条 略

2 第34条の2から第34条の5までの規定は、前項の規定により共同企業体の有資格者である他の構成員に対し入札参加制限を行う場合について準用する。

(入札参加制限の通知等)

第39条 略

2 略

3 前2項の規定による通知は、原則として、当該入札参加制限に係る事案の事実関係を確認した日(第34条の2の規定により事前審査案件としたものうち、審議会の意見を聴くこととした案件にあっては当該審議会の意見聴取の日、審議会の意見聴取をしないこととした案件にあってはその決定の日)の翌日から起算して20日以内に行うものとする。この場

(入札参加制限の期間中の取扱い)

第35条 知事は、前条の規定による入札に参加させない措置(以下この章及び様式第3号において「入札参加制限」という。)の期間中は、当該入札参加制限を受けた有資格者(以下この条において「入札参加制限者」という。)を建設工事等の入札に参加させ、又は当該入札参加制限者と契約を締結してはならない。ただし、特殊な技術又は急施を要する建設工事等その他知事がやむを得ないと認める建設工事等の入札又は契約については、この限りでない。

2及び3 略

(下請負者の入札参加制限)

第36条 知事は、建設工事等の契約を締結した者(以下この条において「元請負者」という。)の入札参加制限を行う場合において、当該入札参加制限に係る事案について責任を負うべき下請負者(有資格者に限る。)があるときは、当該元請負者の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該下請負者の入札参加制限を行うことができる。

(共同企業体の入札参加制限)

第37条 略

(入札参加制限の通知等)

第39条 略

2 略

3 前2項の規定による通知は、原則として、当該入札参加制限に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

合において、休日の日数は、算入しないものとする。

4 略

(不服の申出)

第41条 略

2 知事は、前項の規定による申出（以下この条において「不服申出」という。）を受けた場合において、当該不服申出に係る入札参加制限が審議会に意見を聴くべき案件として資格停止要綱で定めるもの（第6項において「審議会案件」という。）に該当するときは、当該不服申出に対して次項又は第4項の規定による措置（第5項及び第6項において「対応措置」という。）を講ずるに当たり、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

3～6 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置等)

2～4 略

5 平成19年度及び平成20年度において第6条の規定により付与された入札参加資格の有効期間については、第7条第1項の規定にかかわらず、同項中「入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日」とあるのは「知事が別に定める期限」とし、「入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日」とあるのは「知事が別に定める期限」とする。

様式第3号（第39条関係） 略

様式第3号の2（第34条の3関係）

入札参加制限予定通知書

第 号

商号又は名称 様

職 氏 名 印

4 略

(不服の申出)

第41条 略

2 知事は、前項の規定による申出（以下この条において「不服申出」という。）を受けた場合において、当該不服申出に係る入札参加制限が鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱により定めた鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下この項及び第6項において「審議会」という。）に意見を聴くべき案件（第6項において「審議会案件」という。）に該当するときは、当該不服申出に対して次項又は第4項の規定による措置（第5項及び第6項において「対応措置」という。）を講ずるに当たり、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

3～6 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置等)

2～4 略

様式第3号（第39条関係） 略

このたび貴社が行った下記1の行為に対し、下記2のとおり入札参加制限の措置を行うことを検討しています。これについて異議がある場合には、下記3により異議申出書等を提出してください。

なお、提出期限までに異議申出書等を提出されない場合は、異議がないものとみなします。

年 月 日

記

1 入札参加制限の原因となる事実

2 検討している入札参加制限

(1) 入札参加制限の対象となる者

(2) 入札参加制限の内容

(3) 入札参加制限の根拠となる要綱の条項

3 異議申出書等の提出方法等

(1) 提出書類

異議申出書及び証拠書類等

なお、異議申出書の様式は自由ですが、別添作成例を参考にして作成してください。

また、異議申立書には、入札参加制限に対する異議申出の理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限

この通知を受けた日の翌日から起算して8日（休日の日数は、算入しない。）を経過する日

(3) 提出先及び提出方法

提出先 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部県土総務課建設業担当

提出方法 持参又は郵便等による送付

附 則

この規則は、公布の日から施行する。